

医政総発0913第1号  
令和元年9月13日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
（公印省略）

医療機関における外国人患者の受入れに係る実態調査について（協力依頼）

医療施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

訪日外国人が安全かつ安心して日本観光を楽しみ、また必要な医療サービスを利用することができるよう、内閣官房健康・医療戦略本部（本部長：内閣総理大臣）の下に設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が昨年取りまとめられました。

厚生労働省としては、本総合対策に基づき、各都道府県や地域の関係者の皆様の協力を得ながら課題の解決に向け積極的に取り組んでいるところでありますが、同時に外国人に対する医療提供体制の現状を継続的に把握することが重要であると考えています。そのため、昨年度に引き続き、全国の病院と一部の診療所及び歯科診療所（京都府及び沖縄県）を対象とした実態調査にご協力いただきたくご連絡いたしました。

については、下記を御参照の上、管下の全ての病院に対して、調査への協力を御依頼いただきますようお願いいたします。

なお、本調査結果については、各都道府県において課題解決を検討するための参考としていただくよう、厚生労働省において取りまとめ、各医療機関の同意が得られた範囲で各都道府県に共有しますので、御了知ください。

## 記

1. 管下の全ての病院に別添の作業要項をご送付願います。  
（調査票は各医療機関が自ら厚生労働省のHPからダウンロードするものとする。URLは別添の作業要項を参照のこと。）
2. 調査票の回収率向上のため、各調査票の締切日の約1週間前には各医療機関に改めて提出期限が近づいている旨の周知を行うなど、回収率の向上にご協

力いただきますようお願いいたします。

なお、回収率が特に低い場合など、厚生労働省において必要と考える場合には、更なる周知をお願いする場合があります。

3. 調査の対象・期間及び締切日は、各調査票で以下のように異なるため、各都道府県はこの点に留意の上、管下の医療機関に案内してください。

調査票A：調査対象 令和元年9月1日時点の院内の状況

締切日 令和元年10月15日

調査票B：調査対象 令和元年10月1日～31日に受診した外国人患者

調査期間 令和元年10月1日～11月30日（※）

締切日 令和元年12月16日

（※）調査票Bでは未収金の状況を調査しているものであり、本調査においては「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにも関わらず、請求日より1か月を経ても診療費の全額を支払っていない患者」と定義しています。未収金を生じた患者が発生した場合、その状況を最長1か月追跡するため、調査期間は最長で11月30日までとしています。

4. 提出先

提出先となるメールアドレスは、別添の作業要項の＜調査の手順＞（2）及び（3）の通り、厚生労働省のホームページに後日掲載します。

以上